主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

弁護人高木甫及び同尾嵜裕の各上告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、その実質は、単なる法令違反の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。なお、被告人両名の本件行為について有価証券変造、同交付罪の成立を認めた原判断は、正当である(最高裁平成二年(あ)第七九一号同三年四月五日第三小法廷決定・裁判所時報一〇四八号二頁参照)。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 平成三年五月一〇日

## 最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 貞 | 家 | 克   | 己          |
|--------|---|---|-----|------------|
| 裁判官    | 坂 | 上 | 壽   | 夫          |
| 裁判官    | 袁 | 部 | 逸   | 夫          |
| 裁判官    | 佐 | 藤 | 庄 市 | 郎          |
| 裁判官    | 可 | 部 | 恒   | <b>太</b> 住 |